

福井県警察官の服制に関する訓令

平成 6 年 3 月 1 日
福井県警察本部訓令第 2 号

改正

平成 6 年 10 月 14 日本部訓令第 24 号 平成 8 年 11 月 28 日本部訓令第 10 号 平成 9 年 11 月 19 日本部訓令第 16 号
平成 10 年 9 月 22 日本部訓令第 14 号 平成 12 年 3 月 21 日本部訓令第 10 号 平成 14 年 9 月 20 日本部訓令第 32 号
平成 16 年 5 月 21 日本部訓令第 30 号 平成 20 年 11 月 28 日本部訓令第 31 号 平成 22 年 9 月 13 日本部訓令第 45 号
平成 25 年 10 月 1 日本部訓令第 25 号 平成 28 年 3 月 9 日本部訓令第 7 号 平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 12 号
平成 30 年 8 月 31 日本部訓令第 19 号 令和 2 年 3 月 16 日本部訓令第 19 号 令和 5 年 12 月 21 日本部訓令第 31 号

福井県警察官の服制に関する訓令を次のように定める。

福井県警察官の服制に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、福井県警察官（以下「警察官」という。）の服制について、警察官の服制に関する規則（昭和 3 1 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成 2 年警察庁告示第 1 号。以下「告示」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通機動隊員等 交通機動隊又は高速道路交通警察隊において、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官をいう。
- (2) 交通警察官 交通警察活動に従事する警察官（交通機動隊員等を除く。）をいう。
- (3) 交通捜査員 交通警察官の中で交通事故捜査に従事する警察官をいう。

(活動服等の着用)

第 3 条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服又は活動帽を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。

- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事し、所属長が必要と認めるとき。

(出動服等の着用)

第4条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出動服、略帽、警備用ヘルメット及び防炎マフラーを着用し、又は着装することができる。

- (1) 多衆犯罪の警備に従事するとき。
- (2) 災害発生に際し、作業に従事するとき。
- (3) 警備訓練に従事するとき。
- (4) その他勤務の性質により所属長が必要と認めるとき。

(手袋の着用)

第5条 警察官は、乗車用、作業用、防寒用等として手袋を着用する場合には、不体裁にならない限り白色以外のものを着用することができる。

(靴の着用)

第6条 警察官は、短靴を着用するものとし、必要があるときは、長靴、警備靴又は乗車靴を着用することができる。

(警笛の着装)

第7条 警察官は、制服、活動服又は制服用ワイシャツを着用して勤務するときは、警笛を着装しなければならない。

(服装の一部省略)

第8条 警察官は、勤務の状況に応じて制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト（女性警察官）又は活動服を着用しないことができる。ただし、儀礼出席等服装の統一を図る必要がある場合を除く。

- 2 警察官は、室内で勤務するとき、及びヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。
- 3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革、手錠及び警笛を着装しないことができる。
 - (1) 室内で勤務するとき。
 - (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
 - (3) 儀式に出席するとき。
 - (4) 警察音楽隊員が演奏に従事するとき。
 - (5) 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき。
 - (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革、手錠及び警笛を着装する必要がないと所属長が認めるとき。

4 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃入れ（拳銃用調整具を含む。）又は警棒つりを取り外すものとする。

(貸与装備品等の制式等)

第9条 警察官の職務上必要な規則で定める以外の貸与装備品等の種別及び制式並びに着用又は着装要領は、別表第1のとおりとする。

(地域警察官の服装)

第10条 地域警察官の服装は、外着式耐刃防護衣を着装することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、外着式耐刃防護衣を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、外着式耐刃防護衣を着装する必要がないと所属長が認めるとき。

(交通機動隊員等の服制及び服装)

第11条 交通機動隊員等の服制及び服装は、別表第2のとおりとする。

2 交通乗車服、制服用ワイシャツ、ネクタイ及び防寒服の着用期間は、規則に定める警察官被服の着用期間に準じることとする。

(交通警察官の服装)

第12条 交通警察官の服装は、別表第3のとおりとする。

2 交通警察官以外の警察官が主として交通の整理及び取締りに従事する場合で、所属長が必要があると認めるときは、別表第3の貸与装備品等の全部又は一部を着用し、又は着装させることができる。

3 交通捜査員の服装は、別に定める。

(特別勤務に従事する警察官の服装)

第13条 所属長は、山岳における遭難者の救助、暴力事犯の取締りその他特別の勤務に従事する警察官に対し、特に必要と認める被服又は装備品を着用又は着装させることができる。

(警察音楽隊員の服装)

第14条 警察音楽隊員が公開の演奏に従事する場合の服装は、別に定める。

(自動車乗車時の服装)

第15条 所属長は、自動車に乗車して勤務する警察官に対し、必要により乗車用ヘルメットを着装させることができる。

(礼装)

第16条 警察官の礼装は、別に定める。

(記章)

第17条 次の各号に掲げる警察官は、それぞれ当該各号に定める記章を着装するものとする。

- (1) 警察署長 署長章
- (2) 警察署の副署長 副署長章
- (3) 機動隊員 機動隊腕章
- (4) 交通機動隊員 交通機動隊隊章
- (5) 高速道路交通警察隊員 高速道路交通警察隊隊章

2 前項各号に掲げるもののほか、警察官は、職務上必要があると主管の部長が警務部長と協議の上認める記章を着装するものとする。

(出動服における地位表示)

第18条 機動隊及び原子力施設警備隊の隊長及び副隊長の出動服には、次の各号に定める記章を着装するものとする。

- (1) 隊長 隊長章
- (2) 副隊長 副隊長章

(私服の着用)

第19条 警察官は、次の各号に掲げる場合には、私服を着用することができる。

- (1) 犯罪の捜査又は情報の収集に従事するとき。
- (2) 少年補導に従事するとき。
- (3) 警護に従事するとき。
- (4) その他勤務の性質により所属長が必要と認めるとき。

(受傷事故防止資機材の活用)

第20条 所属長は、受傷事故を防止するため必要があると認めるときは、ヘルメット、夜光チョッキ、耐刃防護衣、耐刃手袋、防弾衣、防弾帽等の受傷事故防止資機材を着装させることとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 福井県警察官の服制および服装に関する訓令（昭和40年福井県警察本部訓令第8号）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 防寒服（外とう）及び雨衣については、平成9年3月31日までの間は、従来の服を着用することができる。

附 則（平成6年10月14日福井県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年11月28日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年11月19日福井県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成10年9月22日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日福井県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成12年3月21日から施行する。

附 則（平成14年9月20日福井県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年5月21日福井県警察本部訓令第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日福井県警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年9月13日福井県警察本部訓令第45号）

この訓令は、平成22年9月13日から施行する。

附 則（平成25年10月1日福井県警察本部訓令第25号）
この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日福井県警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日福井県警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。


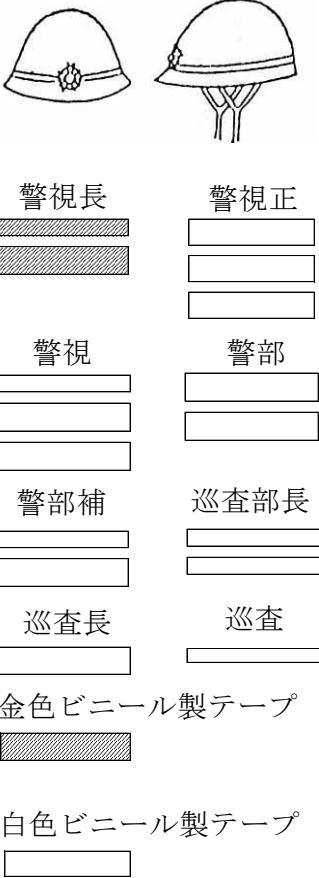

附 則（平成30年8月31日福井県警察本部訓令第19号）
この訓令は、平成30年9月1日から施行する。



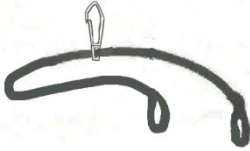
附 則（令和2年3月16日福井県警察本部訓令第19号）
この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

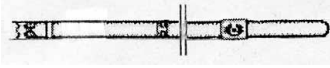

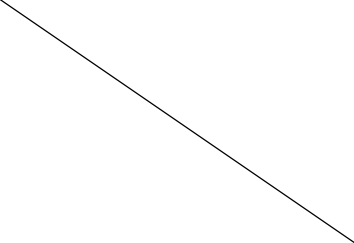
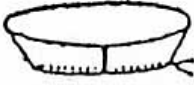
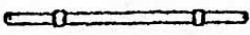
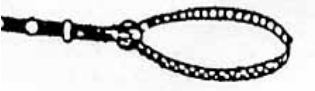
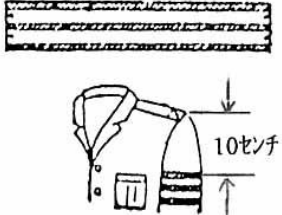
附 則（令和5年12月21日福井県警察本部訓令第31号）
この訓令は、令和6年1月4日から施行する。

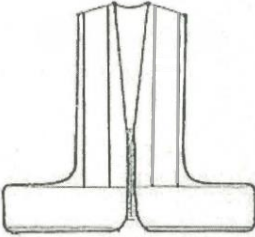


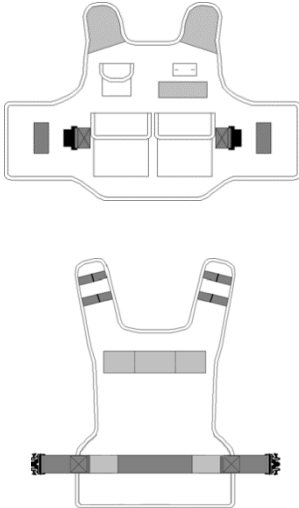
別表第1

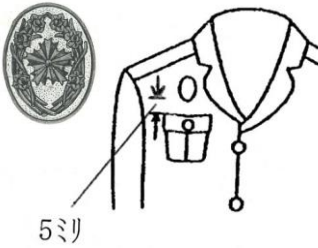
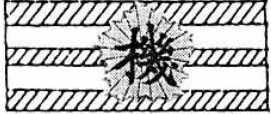
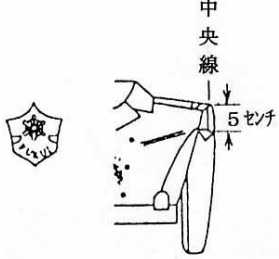
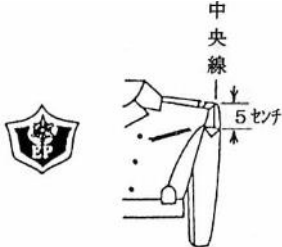

貸与装備品等の種別及び制式並びに着用又は着装要領

品目	制式等	略図	着用（着装）要領
エンブレム	エンブレムの上部には、福井県警察シンボルマスコットの図柄を金色で入れる。		
警備用ヘルメット	<p>1 紺色の合成樹脂製とし、前面中央に金色日章を付ける。</p> <p>2 階級標識は、警視長にあつては金色、警視正以下にあつては白色ビニール製テープとし、ヘルメットの背面中央に付ける。ただし、階級標識の上縁が、ヘルメットに貼付されている紺色のビニール製のテープの下端に位置するようにする。</p>	 <p>警視長</p> <p>警視正</p> <p>警視</p> <p>警部</p> <p>警部補</p> <p>巡查部長</p> <p>巡查長</p> <p>巡查</p> <p>金色ビニール製テープ</p> <p>白色ビニール製テープ</p>	
防炎マフラー	白色又は紺色の布製とする。		

品目	制式等	略図	着用（着装）要領		
ベルト	バックルに日章を付ける。				
靴	短靴	足首から下を覆うものとし、黒色の天然皮革又は人工皮革製とする。			
	長靴	黒色のゴム製とし、靴底内に踏抜防止板を装着する。			
	警備靴	黒色の天然皮革製とし、靴底内に踏抜防止板を装着する。			
	乗車靴	革長靴	黒色の天然皮革製とする。		
		革半長靴	黒色の天然皮革製とする。		
警笛	白色のプラスチック製とし、側面に日章を付ける。				
警笛つりひも	黒色とする。		警笛つりひもの端には、警笛及び手錠の鍵をそれぞれ付ける。		
乗車用ヘルメット	白色とし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定める乗車用ヘルメットの基準に適合するものであること。	 (右は白バイ用)			

品目	制式等	略図	着用（着装）要領
帯革（白色）	1 白色（夜光性銀白色を含む。）とする。 2 制式は、規則に定める帯革と同様とする。		
エアバッグ式プロテクター	交通乗車服と同様の色とし、左胸に階級章及び識別章を着装する。		
広報用交通乗車服	告示に定める女性警察官の交通乗車服と同様とし、上衣にあっては赤色、ズボンにあっては白色とする。		所属長が必要と認めるときに着用することができる。
帽子覆い（白色）	白色（夜光性銀白色を含む。以下同じ。）とする。		規則に定める制帽（女性警察官を除く。以下同じ。）の天井に着装する。
あごひも（白色）	白色とする。		規則に定める制帽及び活動帽に着装する。
警笛つりひも（白色）	白色とする。		規則に定める制服、活動服又は制服用ワイシャツの右肩章に一方の端を通し、他方の端に警笛を付ける。
交通腕章	緑色地に白色の線を入れる。		1 勤務の性質により、所属長が必要と認めるときに着装することができる。 2 上衣の左上腕部に装着する。

品目	制式等	略図	着用（着装）要領	
夜光チョッキ	白色の反射テープを前面及び背面に付ける。ただし、自発光機能を備えたものを取り付けるときは、赤色その他の色のもを取り付けることができる。		夜間及び所属長が必要と認めるときに装着することができる。	
ズボン 裾覆い	白色又は紺色とする。ただし、紺色とする場合は、白色の反射テープを付ける。		<ol style="list-style-type: none"> 1 所属長が必要と認めるときに装着することができる。 2 ズボンの裾又は長靴の上に着装する。 	
脚絆	紺色とし、白色の反射材を付ける。		所属長が必要と認めるときに装着することができる。	
耐刃防護衣	外着式	<ol style="list-style-type: none"> 1 外衣は紺色とし、前面と背面で構成され、両脇部で結合する構造とする。 2 防護板の耐刃性能及び防護範囲は、警察庁仕様基準に準拠したものとする。 3 外衣前面及び背面には「福井県警察」又は「POLICE」の文字を表記する。 4 外衣前面には警笛、受令機、データ端末等を収納する雨蓋付きポケットを設ける。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 所属長が必要と認めるときに装着することができる。 2 制服警察官が耐刃防護衣を着装するときは、原則として外着式とし、左胸には階級章及び識別章を着装すること。
	内着式	外衣は白色又は紺色とし、ワイシャツの下に着装できる構造とする。		

品目	制式等	略図	着用（着装）要領
署長章 及 副署長章	<p>1 署長章にあつては純銀台金張り、副署長章にあつては純銀台ロジウムメッキとする。</p> <p>2 長円形とし、台地表面中央に日章を配し、これを水仙で囲み、日章及び水仙は肉盛とする。</p>		制服上衣又は制服用ワイシャツの右胸ポケット上部に着装する。
機動隊腕章	緑色地に白色線2本とし、中央に黄色日章を付け、日章内に「機」の文字を黒色で表示する。		上衣の左上腕部に装着する。
交通機動隊 隊章	灰色地とし、上部に金色日章を付け、下部に「FUKUI」の文字を赤色で表示する。		上衣の左上腕部に装着する。
高速道路 交通警察隊 隊章	青色地とし、上部に金色日章を付け、日章内に福井県章を銀色で、下部に「EP」の文字を赤色で表示する。		上衣の左上腕部に装着する。
隊長章 及 副隊長章	濃紺色の台地に、隊長章にあつては金色、副隊長章にあつては銀色の日章を付ける。		下縁が階級標識の中央部5ミリメートルに位置するようにつける。

別表第2

交通機動隊員等の服制及び服装

区分		着装するもの	着用（着装）することができるもの
交通機動隊	パトカー乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ・警笛 ・警笛つりひも（白色） 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則に定める活動帽 （あごひもは白色とする。） ・夜光チョッキ
	白バイ乗車時	<ul style="list-style-type: none"> ・警笛 ・警笛つりひも（白色） ・エアバッグ式プロテクター 	<ul style="list-style-type: none"> ・マフラー ・夜光チョッキ ・広報用乗車服
高速道路交通警察隊		<ul style="list-style-type: none"> ・警笛 ・警笛つりひも（白色） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜光チョッキ

※ この表に掲げる以外の被服及び装備品については、告示によるものとする。

別表第3

交通警察官の服装

着装するもの	着用（着装）することができるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警笛 ・ 警笛つりひも（白色） ・ 帯革（白色） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帽子覆い（白色） ・ あごひも（白色） ・ 乗車用ヘルメット ・ 交通腕章 ・ 夜光チョッキ ・ ズボン裾覆い ・ 脚絆 ・ 革半長靴